

議案第117号

川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年9月5日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例

川崎市生活文化会館条例（平成7年川崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～12時	1時～5時	6時～10時	9時～10時
研 修 室	第1研修室	1,360円	1,840円	2,560円	5,760円
	第2研修室	720円	960円	1,360円	3,040円
	第3研修室	960円	1,280円	1,760円	4,000円
	第4研修室	1,120円	1,440円	2,000円	4,560円
	第5研修室	1,440円	1,920円	2,720円	6,080円
ホール		4,240円	5,600円	7,760円	17,600円
会議室		3,200円	4,240円	5,920円	13,360円

和室		2,000円	2,640円	3,520円	8,160円
実習室	工作実習室	1,920円	2,560円	3,040円	7,520円
	陶芸実習室	880円	1,120円	1,360円	3,360円
	調理実習室	1,520円	2,000円	2,400円	5,920円
	洋裁実習室	880円	1,120円	1,360円	3,360円
	理容・美容 実習室	1,040円	1,360円	1,600円	4,000円
展示場		2,160円	2,880円	3,520円	8,560円
談話室		400円	560円	800円	1,760円

別表の1施設利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の2設備利用料の表中「4,000円」を「3,200円」に、「2,000円」を「1,600円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

## 制 定 要 旨

生活文化会館の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。